

黒板

- ・黒板が水に浸かるなどし、黒板面に影響があると考えられるときは、明度や彩度について検査を行う。

(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

○ 学校の新築・改築・改修等（壁面のペンキ塗装等を含む）があったとき

- ・予め、引き渡しの際の検査において基準値を超えた場合の措置等を取り決めておくこと。
- ・揮発性有機化合物の濃度測定は、乾燥期間を十分確保した上で行う等、適切に対応すること。
- ・測定検査を専門測定機関に依頼する場合、学校の担当者は学校薬剤師とともに検査に立ち会うようにし、年月日、時刻、天候、場所、在室人数、検査器具名、検査者名等を記録すること。
- ・なお、学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、文部科学省のパンフレット「健康的な学習環境を確保するために有害な化学物質の室内濃度低減に向けて（施設面における主な留意点）」（平成23年3月文部科学省）等を参考にとよい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1305497.htm

文部科学省 有害な化学物質

検索

○ 机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品を導入したとき

- ・揮発性有機化合物の発生のおそれがあることから、基準適合商品の選定や導入後速やかにその教室等で揮発性有機化合物の濃度の検査を行うこと。

(4) その他必要なとき。

照明

- 照明に影響を及ぼすような災害による建物の損壊があったとき